

令和5年度 県民公園太閤山ランドにぎわい創出実証事業 募集要項

1. 目的

県では、令和3年度に県民公園太閤山ランドの更なる魅力向上を図るため、「太閤山ランド魅力向上調査」を実施しました。調査結果として取りまとめた約80の魅力向上策のアイデアの実現可能性を探るための取組として、実証実験（トライアル・サウンディング）を実施します。

本取組に参画意欲のある民間事業者を募集し、実際に太閤山ランドを実験フィールドとして利用して頂き、集客性や採算性を確認して頂くことで、Park-PFI導入に向けた条件の検討や魅力あるイベントの継続的な実施について、官民が一体となって検討していくことを目的とします。

実証実験（トライアル・サウンディング）の意義は、以下の通りです。

民間事業者の意義	<ul style="list-style-type: none">・利用者ニーズ、立地、使い勝手、採算性等の確認・官民連携事業を実施する場合の参加判断材料の確認・実証実験で得た知見を富山県と共有することで、リスク分担等条件面を事前に確認
富山県の意義	<ul style="list-style-type: none">・太閤山ランドの潜在的需要や市場性を検証・民間事業者の視点での「公園の使い勝手」、「利用者動線」等のニーズや課題を把握し、官民連携事業の実施を検討・今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成

2. 募集内容

「県民公園太閤山ランド魅力向上調査結果」に挙げられた、約80の魅力向上策（詳細は別紙）に関連し、園内を実証実験フィールドとして活用する提案を募集します。

（1）提案の要件

提案内容については、以下の全ての要件を満たすものとしてください。

- ・「県民公園太閤山ランド魅力向上調査結果」に挙げられた、約80の魅力向上策に関連し、園内を実証実験フィールドとして活用する内容であること
- ・利用者の満足度を高めるもので、次年度以降の本格実施や常設につながる可能性がある内容であること
- ・広く子どもから大人までが楽しめる内容であること
- ・一般来園者の公園利用に支障をきたす恐れがないものであること
- ・感染症対策に配慮された内容となっていること。
- ・無理なく事業実施できる収支計画となっていること
- ・事業の実施にあたっては、富山県を共催者とすること

(2) 費用負担について

事業実施に係る費用負担については、原則、全て事業実施者の負担とします。ただし、必要に応じて富山県による下記の支援の実施を予定しています。

- ・企画段階における助言や指定管理者との連絡・調整
- ・県広報や公園のSNSを活用したPRや広報

(3) 実施期間

令和5年4月24日(月)から令和5年10月31日(火)までのうち、事業実施者が希望する期間

※ただし、実施が既に決定しているイベントや改修工事等との調整が必要な場合があります。また、毎週火曜日は休園日となります。(※8月は無休)

※実施期間は最短で1日から2ヶ月程度とします。

(4) 留意事項

- ・募集イベントは、一団体に複数の応募が可能です。
- ・事業費を確保するため、会場での物品販売や入場料収入、企業協賛金等の収入を得る営業行為はイベント企画提案者が自由に行えることとしますが、いずれも県立都市公園で実施するにふさわしいものであるとともに、都市公園法、富山県置県百年記念県民公園条例等の規定を遵守した内容としてください。

3. 応募資格

対象者は、参画意欲のある法人又は法人グループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本調査の応募対象者として認めないこととします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・参加申込書提出時点で、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者

4. 募集期間

令和5年4月3日(月)から令和5年8月31日(木)まで随時受付

5. 応募方法

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号）に、下記(ア)～(ウ)を添えて提出してください。

(ア)企画提案書（様式第2号）

(イ)企画説明書（様式第3号）

(ウ)経費内訳書（様式第4号）

※有料公園施設を利用する場合の利用料金及び公園の一部を占用利用の場合の使用料は、本事業に限り免除とします。また、公園施設を活用する際、指定管理者（(公財)富山県民福祉公園）が保有するテント、机、椅子、音響・照明等の備品を提供できる場合もありますが、貸出し料金設定のある備品については有料になりますので、経費内訳書に計上して下さい。

※園内への関係車両乗り入れについては、必要に応じてこれを許可しますが、荷物搬入車両以外のスタッフ自家用車等は駐車料金（4月1日から11月30日まで）が必要となります。

(2) 提出先及び質疑応答の方法

提出書類及び質問がある場合には、郵送又はEメールで「8. 問合せ・提出先」まで提出してください。

6. 実施事業の決定

実施事業の選定にあたっては、「2. (1) 提案の要件」との整合や、他のイベントとの日程や内容の重複等を考慮して決定し、その結果を事業者へ通知します。

7. 事業の実施

(1) 事業の実施

- ・事業提案書や事前協議の内容に基づき、事業を実施してください。
- ・実施期間中、利用者へのアンケート等のモニタリング調査に協力してください。（調査内容については、事前に県と調整してください。）
- ・事業終了後は、原状復帰を行ってください。

(2) 事業の中止又は延期

次の場合は、事業の実施を中止又は延期することがあります。

- ・企画提案書や事前協議により取り決めた事項に反する行為が確認されたとき
- ・災害等により、事業の継続が困難であると県が判断したとき
- ・その他、特別の事情により、事業の継続が困難であると県が判断したとき

(3) 実績報告書の提出

- ・事業終了後は、富山県に実績報告書（様式第5号）を提出してください。
- ・今後の本格実施等に向け、ヒアリングを実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

8. 問合せ・提出先

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1号7番（富山県防災危機管理センター8階）

富山県土木部都市計画課区画整理・公園係

T E L 076-444-3348（直通）

F A X 076-444-4421

Eメール atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

約 80 の魅力向上策の概要

1 概要

県では、太閤山ランドの更なる魅力向上を図り、利用者の満足度を高める取組みについて検討を行うために「県民公園太閤山ランド魅力向上調査」を実施しました。今回の実証事業では、この調査結果において挙げられた、約 80 の魅力向上策に関連した内容の提案を募集します。

2 募集する提案の参考例

- ・電動モビリティのレンタルに関するもの
- ・紫陽庵や太閤山荘でのコワーキングやリモートオフィスに関するもの
- ・キッチンカーやマルシェなど飲食に関するもの
- ・BBQコーナーやピクニック広場を活用したデイキャンプに関するもの
- ・ローラースケート広場を活用した、アーバンスポーツに関するもの
- ・野外劇場や周辺の多目的広場を利用した野外シアター等のイベント
- ・いきいき広場や水辺の広場に移動式の仮設図書館やカフェを設置するイベント
- ・ヨガ教室やフィットネスなど健康づくりに関するイベント
- ・eスポーツ大会やドローンを活用したイベント

